彩の国あんしんセーフティネット事業の開始に伴う

定款変更及び第二種社会福祉事業開始届の手続きについて

(令和5年7月更新)

生計困難者に対する相談支援事業(彩の国あんしんセーフティネット事業)は、社会福祉法第 二条第三項に定める第二種社会福祉事業の第一号「生計困難者に対して、その住居で衣食その他 日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」とし て位置づけられるものであり、各社会福祉法人の定款において、実施する事業として「生計困難 者に対する相談支援事業」と記載する必要があります。

1 定款変更手続き等の流れ

- (1) 理事会 (評議員会を設置している場合は、評議員会を含む。以下同じ。) において、事業を 実施することについて議決する。
- (2) 理事会において、事業追加の定款変更を行うことについて議決する。
- (3) 定款変更認可申請書について、添付書類を添えて各法人の所轄庁(定款変更認可担当課) へ提出する。
- (4) 定款変更の認可がおりたら、管轄の法務局で法人登記の「目的」の変更を行う。
- (5) 事業開始の日から一月以内に、埼玉県(一部の市※にある施設については各市)に第二種社会福祉事業開始届を提出する。
 - ※指定都市、中核市、加須市、入間市、和光市

2 理事会での議題

- (1) 事業を実施することについての議決
- (2) 事業実施のための(補正)予算の議決
- (3) 定款変更の議決
- (4) 事業実施規程の議決

3 理事会議事録で抜けてはならない項目

- (1) 事業を実施することについての議決があったこと(事業予算、事業実施規程)
- (2) 定款変更を行うことについての議決があったこと(具体的に、定款の条文をどのように変更するのかを記載する必要あり)

4 定款変更認可申請 ※理事会で承認後、法人の所轄庁に2部提出

提出書類:定款変更認可申請書(追加部分について、新旧を記入する)※サンプルあり(添付書類)①新定款、旧定款

- ②理事会(及び評議員会)議事録(写)、議案書(写) ※原本証明が必要
- ③当該事業の事業計画書及び収支予算書

※原本証明が必要

④事業の概要、組織図、職員名簿

5 第二種社会福祉事業開始届の届け出

事業開始の日から1ヵ月以内に埼玉県社会福祉課(一部市※は各市の担当課)へ提出 ※指定都市、中核市、加須市、入間市、和光市

提出書類:第二種社会福祉事業開始届

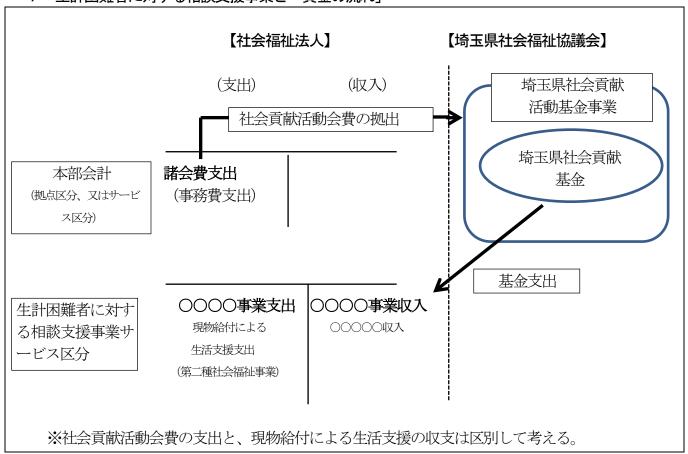
添付資料:(例)・新定款 ・収支予算書 ・事業実施規程 ・事業計画書

※詳細は別紙「第二種社会福祉事業開始届の提出について」を参照

6 社会福祉法人新会計基準の会計処理及びサービス区分の設置

社会福祉法人において「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する際には、第二種社会福祉事業として、相談事業を実施する施設が属する拠点区分においてサービス区分を設けて会計処理を行う。なお、会費の拠出金は、本部会計又は施設会計の「諸会費支出」により支出する。

7 生計困難者に対する相談支援事業と「資金の流れ」



8 参考

埼玉県社会福祉協議会においても、定款中、実施する事業として「生計困難者に対する相談 支援事業」を位置づけている。

※社会福祉法人の主たる事務所と事業実施区域による所轄庁

・各市の区域内 各市長

各市を除く埼玉県の区域 埼玉県知事

・事業実施区域が複数の市町村の区域 埼玉県知事